

免許番号 区第521号

漁場の位置 相生市坪根北東岸地先

漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

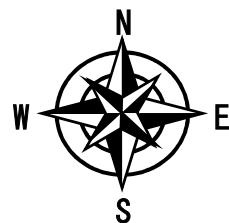
点の位置

A 相生市坪根北東端（北緯34度46.16分、東経134度27.64分）

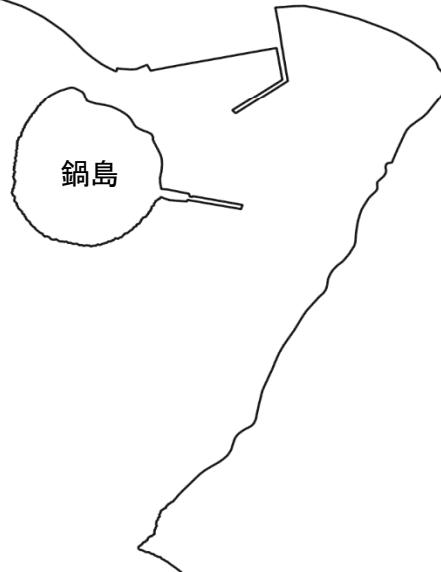
B イより256度の線と最大高潮時海岸線の交点

ア 北緯34度46.18分 東経134度27.70分

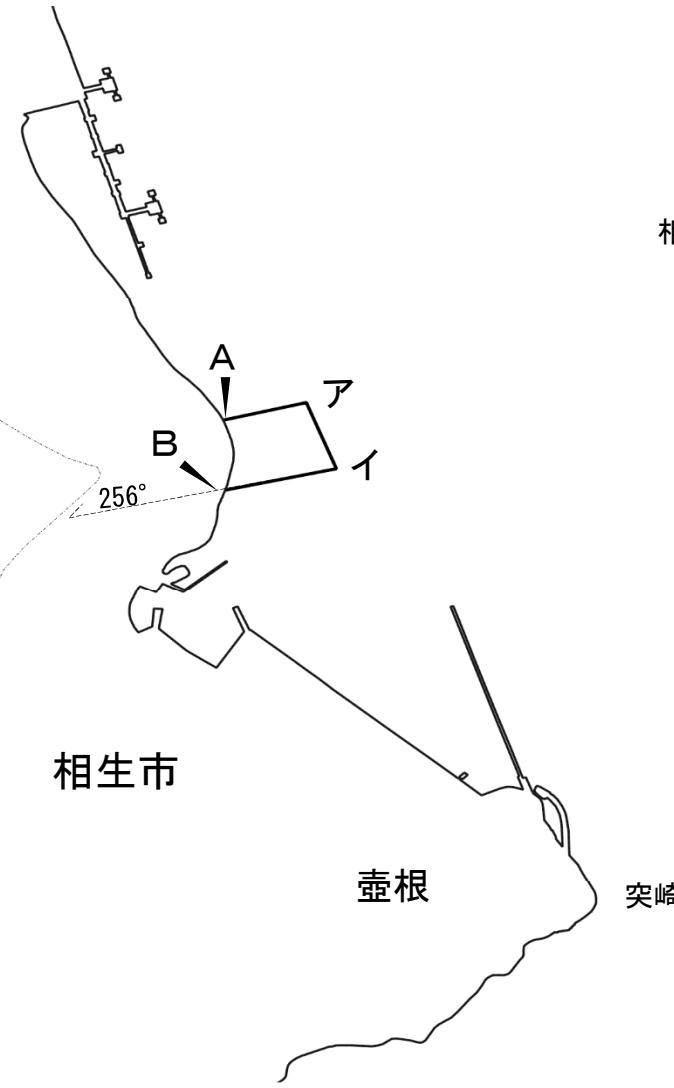
イ 北緯34度46.12分 東経134度27.71分



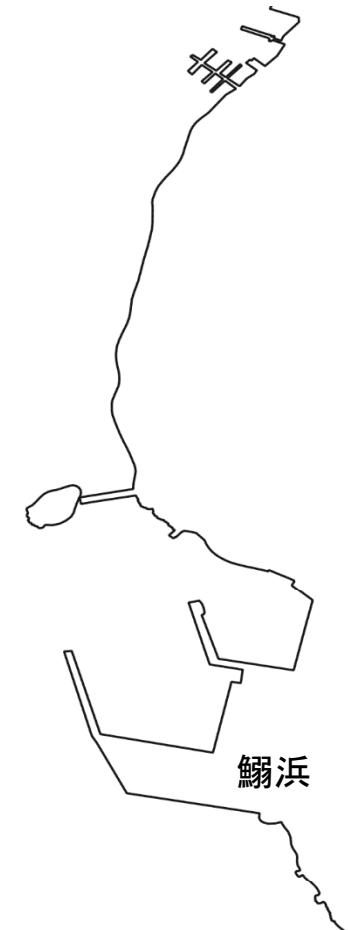
赤穂市



相生市



相生湾



令和5年9月1日 免許

区第521号

0

0.6

1.2 km

1	表 示				表示番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業 垂下式貝類養殖業 1月1日から12月31日まで					
	主な漁獲物						
漁業の時期							
制限 又は 条件		1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。					
漁業権区		先取特権区		抵当権区		入漁権区	
順位番号	事 項	順位番号	事 項	順位番号	事 項	順位番号	
1	相生市相生三丁目4番22号 相生漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区	免許番号	区第521号	摘要			